

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月13日
【計算期間】	第3特定期間 （自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日）
【ファンド名】	D I A M高金利通貨ファンド
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

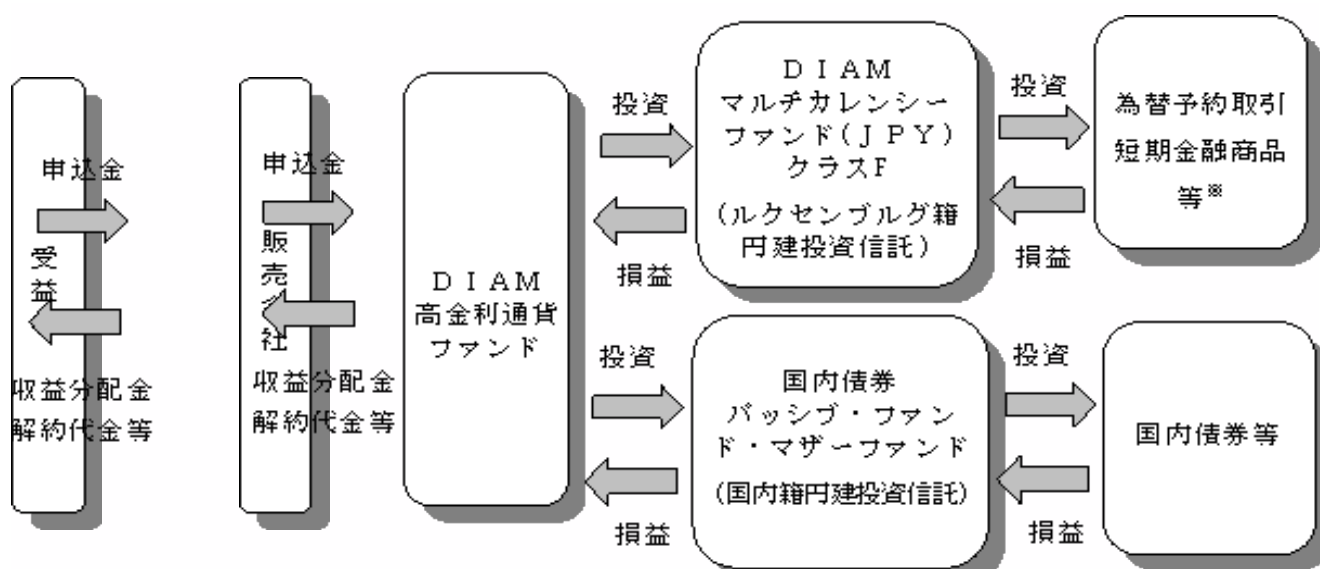
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 当ファンドは契約型の追加型証券投資信託に属し、原則としていつでも買付け、解約のお申込みができます。ただし、海外休業日には、買付け、解約のお申込みの受付を行いません。
- 当ファンドは追加型証券投資信託のうち、「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」および「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」を通じ、実質的な運用を当該ファンドにおいて行う、ファンド・オブ・ファンズに属します。
- 当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。

<当ファンドの投資スキーム>



※新興国を含む世界各国の通貨を対象とした為替予約取引等を主要投資対象とします。原則として予約期間は6ヵ月以内とします。短期金融商品（短期国債、政府機関債、国際機関債およびコマーシャルペーパー等）にも投資します。

- 「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」の運用にあたっては、DIAM International Ltdが運用を行います。

※組入投資信託証券の詳細は、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 ○投資する投資信託証券およびその概要」をご参照ください。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券))	その他 ()	アフリカ	ファンズ	
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券））」とは目論見書または投資信託約款において、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。

※決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」とは「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

※為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会 ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

○ファンドの関係法人は次の通りです。

①委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

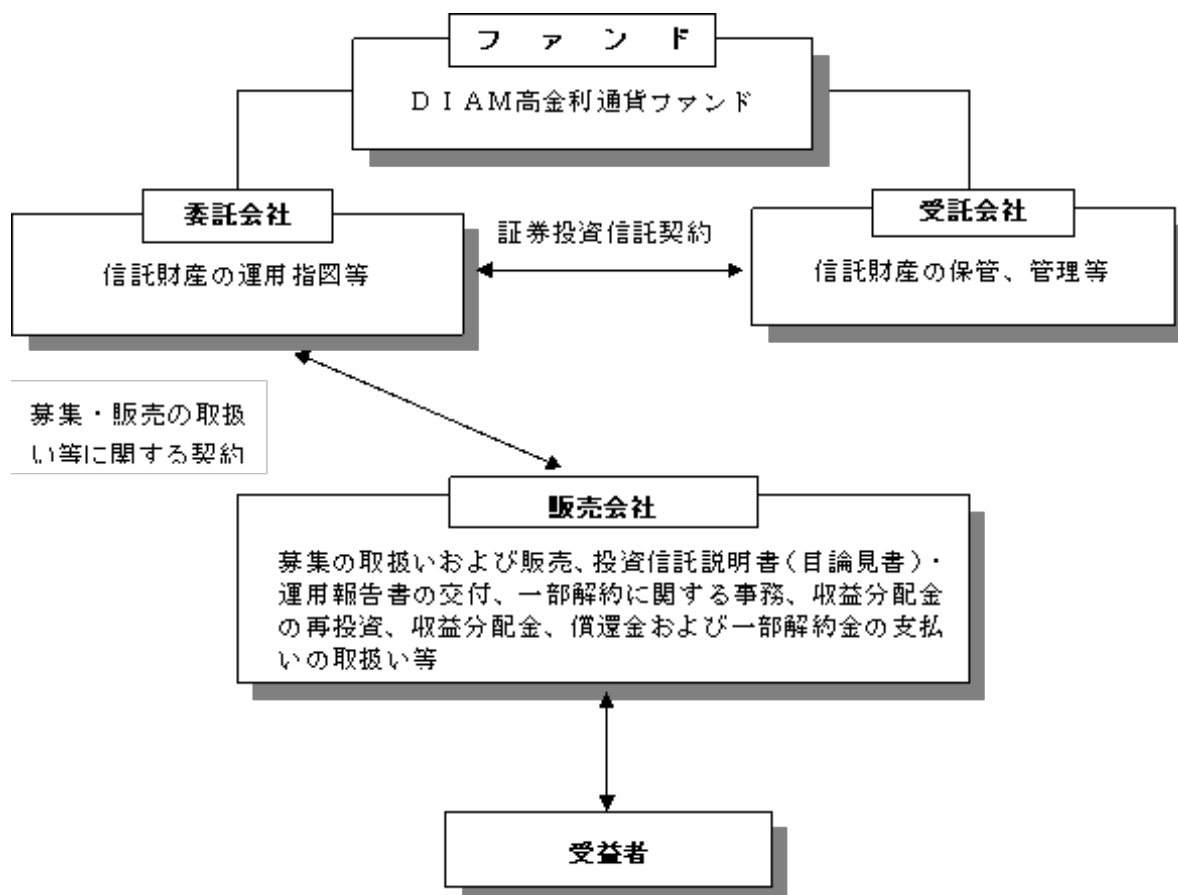
②受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

ファンドの関係法人



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定してのものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

①資本金の額

20億円（平成20年11月28日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年7月1日

平成10年3月31日

平成10年12月1日

平成11年10月1日

平成20年1月1日

会社設立

「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ

・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、

社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（平成20年11月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1

世界の中で相対的に高い短期金利収入(インカムゲイン)の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざします。

- ▶ 相対的に金利の高い通貨を選定し、当該国^(注1)の短期金利の獲得を狙います。
- ▶ 短期金利上昇によるインカムゲインの増加も期待できます。
- ▶ 通貨配分は均等とすることを基本とします^(注2)。

(注1) BB-/Ba3以上の信用格付が付与されている国を対象とします。格付機関は、S&P社またはMoody's社とし、両社が格付を付与している場合にはどちらか高いほうを格付の基準とします。

(注2) 金利水準、投資対象資産の流動性や市場規模、投資規制などを勘案し、投資比率を決定します。したがって均等とならない場合があります。

2

投資対象国通貨が対円で高くなる場合(円安)には、為替益(キャピタルゲイン)の獲得も期待できます。

- ▶ 投資対象には、今後通貨の切り上げが期待される新興国^(注1)通貨を含みます。
- ▶ 通貨分散を行うことで、単一通貨に投資する場合に比べ、リスクの低減が期待できます。
- ▶ 為替予約取引を中心に投資し、短期債券等にも投資する場合があります。
- ▶ 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

(注1) 新興国とは、世界銀行の国区分における「高位中所得国」と定義します。

3

毎月決算を行い、安定的な分配をめざします。

- ▶ 毎月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として利子配当等収益を中心に分配を行います。
- ▶ 毎年4月、10月の決算日には、利子配当等収益に売買益(評価益を含みます)等を加えた額から分配を行います。

※分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

※分配金額につきましては、基準価額および市況動向を勘案し、委託会社の判断により決定します。

<投資態度>

- ①「D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF」受益証券および「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては「D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF」受益証券への投資を中心とします^(注)が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案の上決定することを基本とします。

(注)通常の状態においては「D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF」受益証券への投資比率は概ね90%以上をめどとします。

- ②投資対象ファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資信託であるD I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスFの受益証券およびD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と定めるときは、委託者は、信託金を、前記③の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第16条第3項）

○投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF
形態	ルクセンブルグ籍 円建外国投資信託受益証券
実質的な主要投資対象	○ 日本国債および新興国を含む世界の国の通貨建て債券(国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、資産担保証券等)およびコマーシャルペーパー等の短期証券を主要投資対象とします。なお、投資対象債券は、自国通貨建長期債務格付けがAA-格（S&P）もしくはAa3格（Moody ' s）以上、または短期格付けがA-1格（S&P）もしくはP-1格（Moody ' s）のものに限ります。（但し、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けを基準とします。） ○ 新興国を含む世界の国の通貨に関する為替予約取引（N D Fを含みます）、為替先渡取引等の金融派生商品を活用します。
投資方針	○ 新興国を含む世界の中で、相対的に金利の高い複数の通貨を選定し、当該通貨を買い持ちする為替予約取引を活用することで実質的に当該通貨建て金利の獲得を目指します。 ○ 複数の通貨を選定し、分散投資することでポートフォリオ全体のリスクの低減を図ります。 ○ 通貨の選定に当たっては、一定の信用格付け(注)以上を有する国の通貨の中から、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を勘案し、相対的に金利の高い8通貨を選定することを基本とし、そのうち1通貨は米ドル、英ポンド、ユーロの主要3通貨の中から選定することとします。なお、通貨の選定においては、金利水準に加え、ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を勘案することから、必ずしも相対的に金利の高い上位8通貨が選定されるとは限りません。またファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を考慮して、選定通貨数を8としない場合があります。選定する通貨については、原則として定期的に見直すことを基本とします。 （注）当初組入れ時において、S&PもしくはMoody ' sの自国通貨建長期債務格付けがBB-もしくはBa3格以上を取得している国の通貨とします。（但し、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けを基準とします。） ○ 投資対象国通貨は、ブラジル、メキシコ、トルコ、南アフリカ、ハンガリー、ルーマニア、英国の7カ国の通貨とします。（2008年10月末現在のものであり、市場環境等によっては変更となる場合があります。） ○ 通貨のエクスポージャーについては、原則として選定した通貨のエクスポージャーをフルに維持します。また通貨別のエクスポージャーについては、原則として等分とすることを基本とし、ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を考慮して最終決定します。このため等分としない場合があります。 ○ 為替予約取引の取引相手先は、S&PもしくはMoody ' sの発行体格付けがA-もしくはA3格以上を取得している金融機関とします。（但し、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けを基準とします。）また、原則として複数の取引相手先と取引を行うこととします。 ○ 為替予約取引の期間は原則として6ヶ月以内とします。 ○ 株式への直接投資は行いません。 ○ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額の0.26%(年率)とします。
その他の費用	信託財産に関する租税、組入る有価証券の売買時に売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。またファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年以内に償却します。(注) (注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。

運用会社	DIAM International Ltd
ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
形態	国内籍 証券投資信託受益証券
主要投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA－BPI 総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資方針	○ 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ○ 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、信託財産から支払われます。(注) (注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。
運用会社	D I A Mアセットマネジメント株式会社

○投資する投資信託証券の運用プロセス

1. D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF

株式チーム、クオンツチーム
との情報交換

(随時。公式ミーティングは
月次)

債券チーム内での分析(随時)

- 1)マクロ分析(景気、物価、経済政策、政治等)
- 2)市場分析(需給、流動性、購買力平価、実質実効為替レート等)
- 3)スプレッド分析(対ドル、対ユーロなどの金利スプレッド)
- 4)テクニカル分析(野線、移動平均等)

通貨別市場予測

1) 短期見通し(1ヵ月以内)

2) 中期見通し(6ヵ月)

通貨別市場予測

絶対金利水準と債券チーム内での分析、通貨別市場予測の結果を踏まえて配分を決定

執行

2.国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

<基本方針>

当ファンドは、NOMURA－BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。

<主な投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

<投資態度>

・主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA－BPI総合」に連動する投資成果を目指して運用を行います。

・運用プロセス

1) 流動性基準によるユニバース設定

NOMURA－BPI総合[※]構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資ユニバースを設定します。

※NOMURA－BPI総合は、野村證券会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動サービスに関し一切責任を負いません。

2) 最適化法によるポートフォリオの構築

①債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因

②金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因

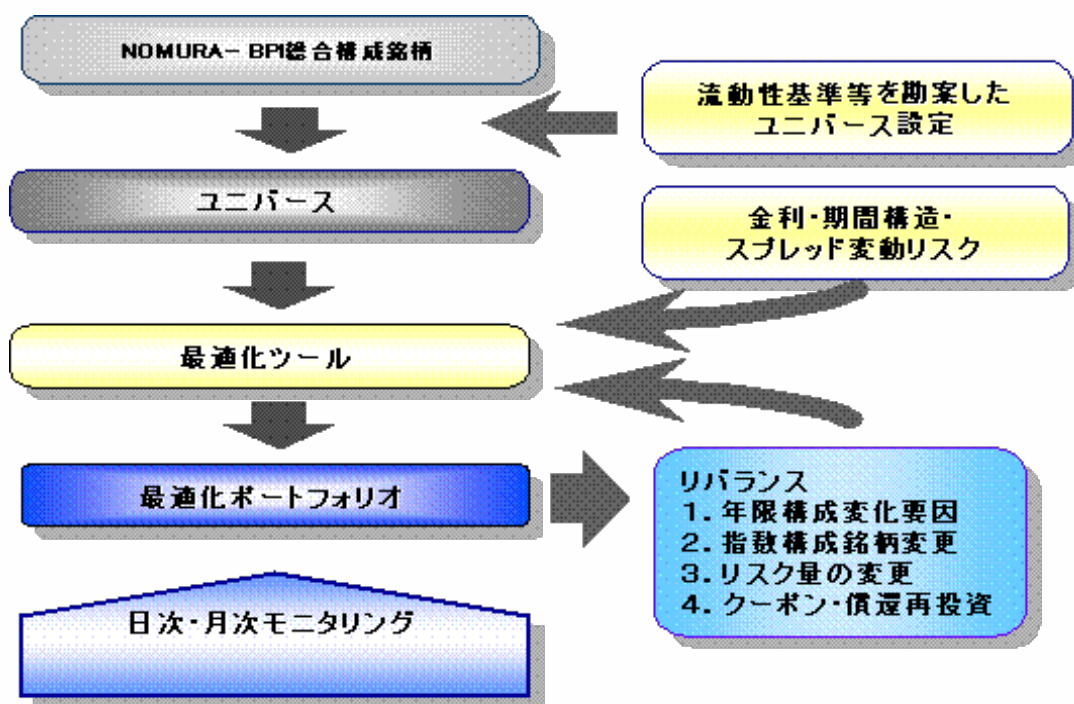
①、②が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。

3) リバランス

日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。

リバランス要因には以下のものがあります。

- ・年限構成変化要因
- ・指数構成銘柄変更
- ・リスク量の変更
- ・クーポン、償還再投資

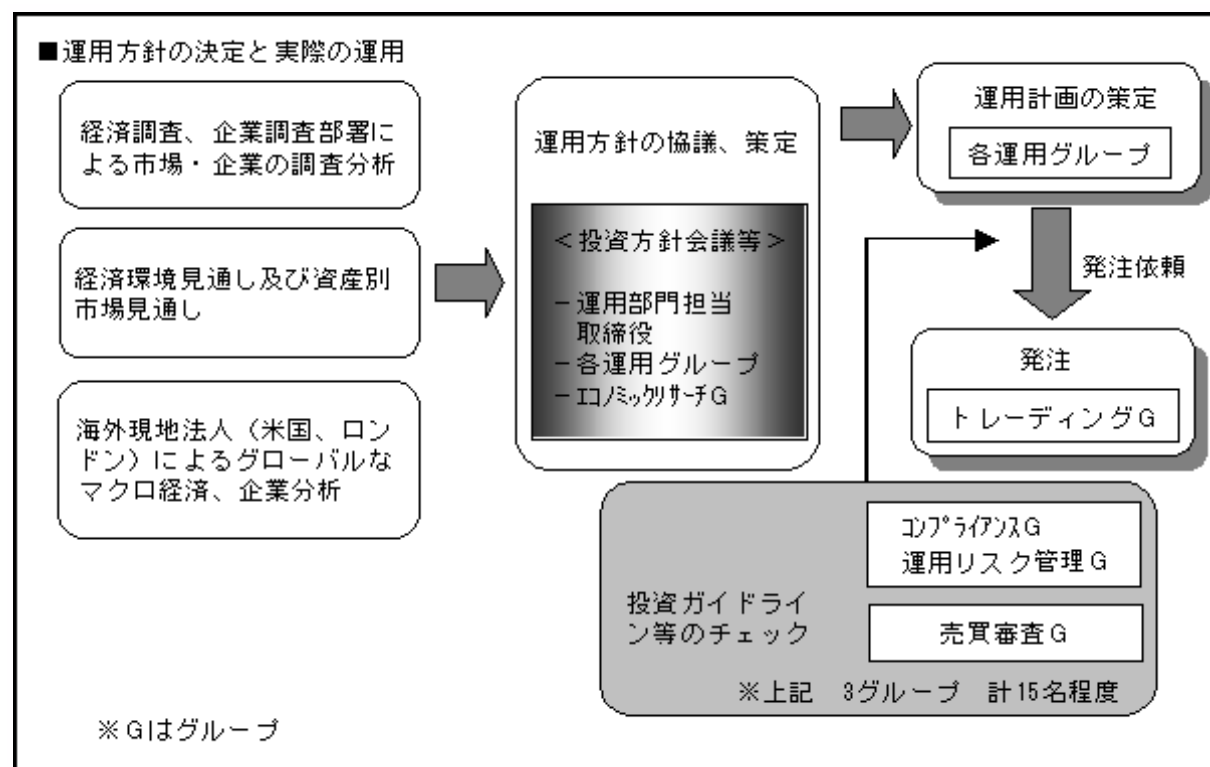
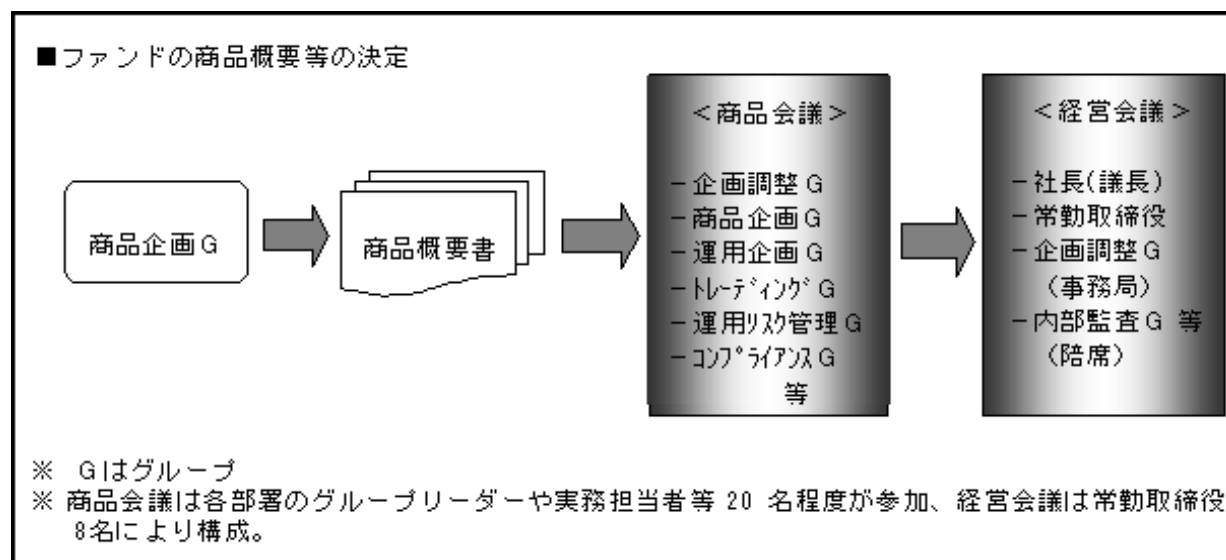


<主な投資制限>

・株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。

- ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)【運用体制】



<ファンドの商品概要等の決定>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長

を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

＜運用方針の決定と実際の運用＞

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

※前記体制は平成20年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎月11日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」という。）を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。毎年4月、10月の決算時には、原則として利子配当益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3) 前記1) および2) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ②有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ④非株式割合については制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款第19条）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額に制限を設けません。

⑥資金の借入れ（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、実質組入外貨建資産に対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

信用リスク

信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロに

なることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

市場規模が小さい有価証券等に投資する場合は、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となる場合があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する要因となる場合があります。

<その他の留意点>

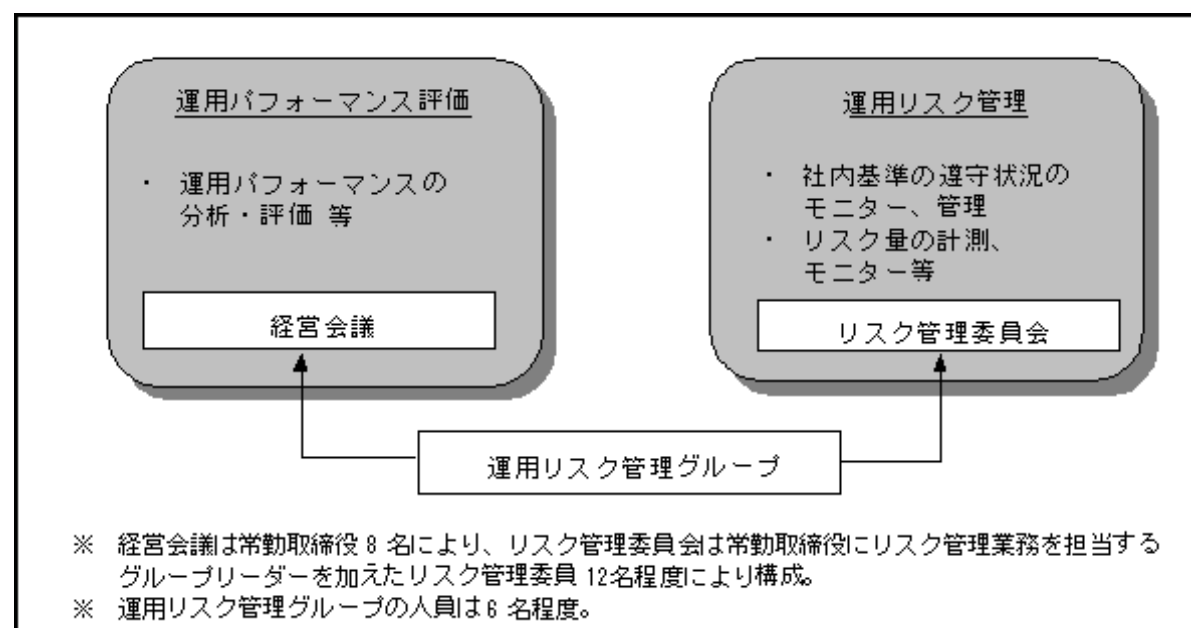
- 当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国に比べ、市場規模が小さく、流動性が低い場合があります。また、金融商品取引所等、証券決済に関する規定、会計基準等が先進国と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。また、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性があり、投資成果に大きく影響を与える可能性があります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起これ、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、市場の閉鎖、組入投資信託証券に属する資産のデフォルト等により当該投資信託証券の解約の受付が中止された場合、一定期間において大量の一部解約の請求が生じた場合は、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の受付を取り消すことができます。
- 当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められた信託期間の途中で信託の終了（繰上償還）する場合があります。

・注意事項

- イ、当ファンドは、投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ロ、証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象にもなりません。

- ハ、証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入額については、元本保証および利回りの保証のいずれもありません。
- ニ、証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

※前記体制は平成20年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用				
毎日	信託報酬	総額		純資産総額に対して年率 1.1%(税抜1.06%)程度 ^(注)		
		内 訳	当ファンド	年率0.84%(税抜0.80%)		
				委託会社	販売会社	受託会社
				年率0.2625% (税抜0.25%)	年率0.5355% (税抜0.51%)	年率0.0420% (税抜0.04%)
		投資対象とする 投資信託証券	年率0.26%			

当ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

(注)実質的な信託報酬の総額は当ファンドの純資産総額に対して「年率1.1%(税抜1.06%)程度」としております。これは当ファンドが投資対象とする「D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF」を高位に組み入れた状態を想定しています。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等に相当する額とともに信託財産中より支弁します。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる費用等は、間接的に当ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	主な費用
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等

D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF	ファンド設立にかかる費用、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等
--------------------------------	--

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

②一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の

課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年5月7日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	10,141,989,456	98.16
親投資信託受益証券	日本	10,300,760	0.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		179,804,733	1.74
合 計（純資産総額）		10,332,094,949	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成21年5月7日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	日本	203,618,544,900	74.87
地方債証券	日本	16,911,590,333	6.22
特殊債券	日本	26,680,359,489	9.81
社債券	日本	22,305,214,920	8.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,433,023,600	0.89
合 計（純資産総額）		271,948,733,242	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	D I A Mマルチカレンシーファンド（JPY）クラスF	投資信託受益証券	ルクセンブルク	1,590,152	6,409.48	10,192,054,807	6,378.00	10,141,989,456	98.16
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	9,608,918	10,668.00	10,250,793	10,720.00	10,300,760	0.10

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

（注3）投資有価証券は2銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成21年5月7日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.16
親投資信託受益証券	0.10
合計	98.26

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	5 2 回 利 付国庫債券 (5 年)	国債 証券	日本	5,300,000,000	100.76	5,340,015,000	100.74	5,338,955,000	0.80	2010/12/20	1.96
2	2 9 3 回 利付国庫債券 (1 0 年)	国債 証券	日本	5,000,000,000	104.97	5,248,542,000	103.94	5,197,200,000	1.80	2018/6/20	1.91
3	5 7 回 利 付国庫債券 (5 年)	国債 証券	日本	5,000,000,000	102.20	5,110,150,000	102.09	5,104,450,000	1.40	2011/6/20	1.88
4	2 9 6 回 利付国庫債券 (1 0 年)	国債 証券	日本	5,000,000,000	101.96	5,098,145,000	101.08	5,053,900,000	1.50	2018/9/20	1.86
5	2 9 7 回 利付国庫債券 (1 0 年)	国債 証券	日本	5,000,000,000	101.00	5,050,012,000	100.08	5,004,200,000	1.40	2018/12/20	1.84
6	6 0 回 利 付国庫債券 (5 年)	国債 証券	日本	4,600,000,000	101.84	4,684,567,000	101.79	4,682,156,000	1.20	2011/9/20	1.72
7	7 2 回 利 付国庫債券 (5 年)	国債 証券	日本	4,400,000,000	103.45	4,551,639,000	103.15	4,538,688,000	1.50	2013/6/20	1.67
8	4 9 回 利 付国庫債券 (5 年)	国債 証券	日本	4,500,000,000	100.34	4,515,210,000	100.39	4,517,640,000	0.60	2010/9/20	1.66

9	64回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	4,300,000,000	103.06	4,431,688,000	102.95	4,426,807,000	1.50	2012/6/20	1.63
10	66回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	4,300,000,000	101.76	4,375,478,000	101.70	4,372,928,000	1.10	2012/9/20	1.61
11	78回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	4,000,000,000	100.85	4,033,925,000	100.49	4,019,560,000	0.90	2013/12/20	1.48
12	47回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	4,000,000,000	100.19	4,007,680,000	100.24	4,009,480,000	0.50	2010/6/20	1.47
13	286回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,800,000,000	105.49	4,008,624,000	104.66	3,977,232,000	1.80	2017/6/20	1.46
14	54回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,900,000,000	101.41	3,955,068,000	101.34	3,952,416,000	1.10	2011/3/20	1.45
15	61回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,800,000,000	101.97	3,874,846,000	101.91	3,872,466,000	1.20	2011/12/20	1.42
16	70回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,800,000,000	100.58	3,822,088,000	100.49	3,818,544,000	0.80	2013/3/20	1.40
17	63回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,600,000,000	102.01	3,672,411,000	102.00	3,671,928,000	1.20	2012/3/20	1.35
18	254回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,300,000,000	103.13	3,403,323,000	102.79	3,391,938,000	1.40	2013/9/20	1.25
19	289回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,300,000,000	102.60	3,385,938,000	101.82	3,360,192,000	1.50	2017/12/20	1.24
20	284回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,200,000,000	105.23	3,367,434,000	104.14	3,332,448,000	1.70	2016/12/20	1.23
21	290回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,200,000,000	101.72	3,255,040,000	100.75	3,224,128,000	1.40	2018/3/20	1.19
22	285回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,100,000,000	105.10	3,258,149,000	104.00	3,223,969,000	1.70	2017/3/20	1.19

23	75回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,000,000,000	101.73	3,051,930,000	101.48	3,044,310,000	1.10	2013/9/20	1.12
24	288回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,800,000,000	104.58	2,928,106,000	103.60	2,900,828,000	1.70	2017/9/20	1.07
25	256回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,500,000,000	103.15	2,578,775,000	102.78	2,569,500,000	1.40	2013/12/20	0.94
26	266回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,500,000,000	103.22	2,580,542,000	102.72	2,568,100,000	1.40	2014/12/20	0.94
27	68回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	2,300,000,000	101.78	2,340,894,000	101.66	2,338,134,000	1.10	2012/12/20	0.86
28	278回 利付国庫債券（2年）	国債証券	日本	2,300,000,000	100.00	2,299,997,000	100.05	2,301,035,000	0.40	2011/3/15	0.85
29	263回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,200,000,000	104.33	2,295,282,000	103.82	2,283,974,000	1.60	2014/9/20	0.84
30	277回 利付国庫債券（2年）	国債証券	日本	2,200,000,000	100.01	2,200,198,000	100.07	2,201,540,000	0.40	2011/2/15	0.81

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年5月7日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	74.87
地方債証券	6.22
特殊債券	9.81
社債券	8.20
合計	99.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

直近日（平成21年5月7日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末（平成20年1月11日現在）	1,334	1,334	0.9593	0.9593
	第2期末（平成20年2月12日現在）	1,564	1,564	0.9163	0.9163
	第3期末（平成20年3月11日現在）	1,864	1,864	0.8997	0.8997
	第4期末（平成20年4月11日現在）	2,272	2,289	0.8908	0.8973
第2特定期間	第5期末（平成20年5月12日現在）	2,524	2,543	0.8903	0.8968
	第6期末（平成20年6月11日現在）	2,862	2,882	0.9239	0.9304
	第7期末（平成20年7月11日現在）	5,175	5,210	0.9469	0.9534
	第8期末（平成20年8月11日現在）	7,322	7,371	0.9655	0.9720
	第9期末（平成20年9月11日現在）	8,998	9,071	0.8727	0.8797
	第10期末（平成20年10月14日現在）	7,314	7,391	0.6719	0.6789
第3特定期間	第11期末（平成20年11月11日現在）	7,661	7,740	0.6805	0.6875
	第12期末（平成20年12月11日現在）	7,497	7,584	0.6015	0.6085
	第13期末（平成21年1月13日現在）	7,809	7,901	0.5979	0.6049
	第14期末（平成21年2月12日現在）	8,160	8,259	0.5804	0.5874
	第15期末（平成21年3月11日現在）	8,643	8,747	0.5819	0.5889
	第16期末（平成21年4月13日現在）	10,112	10,221	0.6509	0.6579
	平成20年5月末	2,799	—	0.9248	—
	6月末	4,556	—	0.9393	—
	7月末	6,827	—	0.9631	—
	8月末	8,535	—	0.9367	—
	9月末	9,129	—	0.8435	—
	10月末	7,751	—	0.6925	—
	11月末	7,821	—	0.6403	—
	12月末	7,902	—	0.6076	—
	平成21年1月末	8,007	—	0.5760	—
	2月末	8,860	—	0.6007	—
	3月末	9,177	—	0.6012	—
	4月末	9,815	—	0.6162	—
	5月7日	10,332	—	0.6471	—

② 【分配の推移】

		1口当たりの分配額（円）
第1特定期間	第1期	—
	第2期	—
	第3期	—
	第4期	0.0065

第2特定期間	第5期	0.0065
	第6期	0.0065
	第7期	0.0065
	第8期	0.0065
	第9期	0.0070
	第10期	0.0070
第3特定期間	第11期	0.0070
	第12期	0.0070
	第13期	0.0070
	第14期	0.0070
	第15期	0.0070
	第16期	0.0070

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第1特定期間	第1期	△ 4.07
	第2期	△ 4.48
	第3期	△ 1.81
	第4期	△ 0.27
第2特定期間	第5期	0.67
	第6期	4.50
	第7期	3.19
	第8期	2.65
	第9期	△ 8.89
	第10期	△ 22.21
第3特定期間	第11期	2.32
	第12期	△ 10.58
	第13期	0.57
	第14期	△ 1.76
	第15期	1.46
	第16期	13.06

(注)収益率＝（当期分配付き基準価額－前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年12月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ロンドンの銀行またはルクセンブルグの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

お申込単位

各販売会社の定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た

額とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約のお申込の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の
半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は、原則として平成19年12月27日から無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- 計算期間は原則として毎月12日から翌月11日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
- 前記 a. の規定にかかわらず、前記 a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- 委託会社は、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、前記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前記 b. から d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. から d. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、前記b.に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からg.の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記b.に規定する書面に付記します。
- j. 前記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意志表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、原則として毎年4月11日、10月11日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

（1）収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

（3）一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年4月12日から平成20年10月14日まで）及び当特定期間（平成20年10月15日から平成21年4月13日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【D I A M高金利通貨ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年10月14日現在	当期 平成21年4月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	150,886,385	343,712,081
投資信託受益証券	7,249,131,123	9,888,454,807
親投資信託受益証券	10,067,263	10,250,793
未収入金	9,787,635	—
流動資産合計	7,419,872,406	10,242,417,681
資産合計	7,419,872,406	10,242,417,681
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,209,239	108,748,526
未払解約金	22,078,112	13,725,627
未払受託者報酬	329,488	357,506
未払委託者報酬	6,260,589	6,792,739
その他未払費用	41,175	44,674
流動負債合計	104,918,603	129,669,072
負債合計	104,918,603	129,669,072
純資産の部		
元本等		
元本	10,887,034,215	15,535,503,831
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*3 △3,572,080,412	*3 △5,422,755,222
（分配準備積立金）	162,345,695	149,954,231
元本等合計	7,314,953,803	10,112,748,609
純資産合計	7,314,953,803	10,112,748,609
負債純資産合計	7,419,872,406	10,242,417,681

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年 4 月12日 至 平成20年10月14日	当期 自 平成20年10月15日 至 平成21年 4 月13日
営業収益		
受取配当金	300,089,071	585,966,087
受取利息	444,936	121,508
有価証券売買等損益	△2,724,917,440	18,437,264
営業収益合計	△2,424,383,433	604,524,859
営業費用		
受託者報酬	1,156,944	1,678,216
委託者報酬	21,982,993	31,886,934
その他費用	144,537	209,689
営業費用合計	23,284,474	33,774,839
営業利益又は営業損失（△）	△2,447,667,907	570,750,020
経常利益又は経常損失（△）	△2,447,667,907	570,750,020
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,447,667,907	570,750,020
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△15,591,302	1,151,633
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△278,598,681	△3,572,080,412
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,109,156	187,755,805
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,109,156	187,755,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	629,736,510	2,039,375,175
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	629,736,510	2,039,375,175
分配金	*1 271,777,772	*1 568,653,827
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,572,080,412	△5,422,755,222

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自平成20年 4月12日 至平成20年10月14日	当期 自平成20年10月15日 至平成21年 4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は特定期間末日が休業日のため、平成20年4月12日から平成20年10月14日までとなっております。	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成20年10月15日から平成21年4月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成20年10月14日現在	当期 平成21年4月13日現在
*1 期首元本額	2,551,306,792円	10,887,034,215円
期中追加設定元本額	8,761,546,516円	5,135,772,292円
期中解約元本額	425,819,093円	487,302,676円
*2 特定期間末日における受益権の総数	10,887,034,215口	15,535,503,831口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,572,080,412円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,422,755,222円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成20年 4月12日 至平成20年10月14日	当期 自平成20年10月15日 至平成21年 4月13日
*1 分配金の計算過程	(平成20年4月12日から平成20年5月12日までの分配金計算期間)	(平成20年10月15日から平成20年11月11日までの分配金計算期間)

計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,863,883円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,998,115円）及び分配準備積立金（29,189,049円）より分配対象収益は50,051,047円（1万口当たり176.48円）であり、うち18,433,983円（1万口当たり65円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）	計算期間末における費用控除後の配当等収益（77,132,259円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（188,873,159円）及び分配準備積立金（160,402,184円）より分配対象収益は426,407,602円（1万口当たり378.71円）であり、うち78,814,738円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）
（平成20年5月13日から平成20年6月11日までの分配金計算期間）	（平成20年11月12日から平成20年12月11日までの分配金計算期間）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,491,296円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,377,548円）及び分配準備積立金（25,522,521円）より分配対象収益は54,391,365円（1万口当たり175.57円）であり、うち20,136,479円（1万口当たり65円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（81,052,178円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（227,513,965円）及び分配準備積立金（158,395,278円）より分配対象収益は466,961,421円（1万口当たり374.66円）であり、うち87,243,284円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
（平成20年6月12日から平成20年7月11日までの分配金計算期間）	（平成20年12月12日から平成21年1月13日までの分配金計算期間）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,892,320円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（4,535,969円）、信託約款に規定される収益調整金（37,981,513円）及び分配準備積立金（24,613,535円）より分配対象収益は103,023,337円（1万口当たり188.49円）であり、うち35,526,523円（1万口当たり65円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（84,737,458円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（246,477,149円）及び分配準備積立金（151,706,643円）より分配対象収益は482,921,250円（1万口当たり369.71円）であり、うち91,433,014円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
（平成20年7月12日から平成20年8月11日までの分配金計算期間）	（平成21年1月14日から平成21年2月12日までの分配金計算期間）

	計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,753,776円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（122,246,662円）、信託約款に規定される収益調整金（65,948,188円）及び分配準備積立金（29,075,708円）より分配対象収益は273,024,334円（1万口当たり360.01円）であり、うち49,293,418円（1万口当たり65円）を分配金額としております。 （平成20年8月12日から平成20年9月11日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（71,341,452円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（154,197,285円）及び分配準備積立金（156,710,005円）より分配対象収益は382,248,742円（1万口当たり370.71円）であり、うち72,178,130円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成20年9月12日から平成20年10月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（85,790,795円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（175,151,977円）及び分配準備積立金（152,764,139円）より分配対象収益は413,706,911円（1万口当たり379.99円）であり、うち76,209,239円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（102,282,513円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（278,284,858円）及び分配準備積立金（144,241,368円）より分配対象収益は524,808,739円（1万口当たり373.23円）であり、うち98,428,462円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成21年2月13日から平成21年3月11日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（109,956,207円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（303,963,188円）及び分配準備積立金（147,144,795円）より分配対象収益は561,064,190円（1万口当たり377.69円）であり、うち103,985,803円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成21年3月12日から平成21年4月13日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,838,836円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（328,015,276円）及び分配準備積立金（151,863,921円）より分配対象収益は586,718,033円（1万口当たり377.66円）であり、うち108,748,526円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
--	---	---

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

	前期 自平成20年 4月12日 至平成20年10月14日	当期 自平成20年10月15日 至平成21年 4月13日
--	---	---

種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	7,249,131,123	△ 2,177,809,966	9,888,454,807	1,052,741,935
親投資信託受益証券	10,067,263	△ 60,536	10,250,793	△ 70,145
合計	7,259,198,386	△ 2,177,870,502	9,898,705,600	1,052,671,790

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成20年10月14日現在	当期 平成21年4月13日現在
1口当たり純資産額	0.6719円	0.6509円
（1万口当たり純資産額）	（6,719円）	（6,509円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株 式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評 価 額（円）	備 考
投資信託受益証券	D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF	1,541,939	9,888,454,807	
投資信託受益証券計			9,888,454,807	
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	9,608,918	10,250,793	
親投資信託受益証券計			10,250,793	
合計			9,898,705,600	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券および「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」および「投資信託受益証券」は、すべてこれらの受益証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年10月14日現在	平成21年4月13日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,533,715,391	2,795,230,211
国債証券		190,161,873,500	194,311,994,200
地方債証券		15,751,324,590	16,122,448,024
特殊債券		26,365,223,399	25,280,854,124
社債券		21,523,970,210	20,785,544,070
未収利息		623,797,916	625,814,570
前払費用		79,977,774	68,735,722
流動資産合計		257,039,882,780	259,990,620,921
資産合計		257,039,882,780	259,990,620,921
負債の部			
流動負債			
未払金		—	2,229,590,440
未払解約金		805,044,000	12,850,000
流動負債合計		805,044,000	2,242,440,440
負債合計		805,044,000	2,242,440,440
純資産の部			
元本等			
元本		244,559,629,179	241,599,574,217
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		11,675,209,601	16,148,606,264
元本等合計		256,234,838,780	257,748,180,481
純資産合計		256,234,838,780	257,748,180,481
負債純資産合計		257,039,882,780	259,990,620,921

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自平成20年 4月12日 至平成20年10月14日	自平成20年10月15日 至平成21年 4月13日
----	------------------------------	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成20年2月15日から平成21年2月16日までとなっております。	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成21年2月17日から平成22年2月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成20年10月14日現在	平成21年4月13日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額	197,871,323,927円	244,559,629,179円
同期中追加設定元本額	75,750,174,240円	56,488,790,632円
同期中解約元本額	29,061,868,988円	59,448,845,594円
同期末における元本の内訳		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	- 円	50,469,587円
D I A M国内債券インデックスファンド＜DC年金＞	4,745,606,589円	5,389,478,783円
D I A Mバランス・ファンド＜DC年金＞1 安定型	2,073,062,880円	2,041,233,871円
D I A Mバランス・ファンド＜DC年金＞2 安定・成長型	3,226,381,000円	3,140,892,622円
D I A Mバランス・ファンド＜DC年金＞3 成長型	1,352,878,424円	1,276,752,429円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	1,226,528,491円	1,059,772,800円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	1,206,175,055円	1,028,647,072円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	174,293,797円	145,033,745円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	266,371,939円	249,994,622円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	1,634,041,624円	1,676,327,302円
みずほエマージングボンドオープン	29,420,418円	10,801,911円
D I A M高金利通貨ファンド	9,608,918円	9,608,918円
D I A Mエマージング債券ファンド	9,450,010円	9,450,010円
D I A Mロシア株式ファンド	47,294,741円	10,126,042円
D I A M国内債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	19,420,403,587円	14,348,576,298円
D I A Mグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	18,470,071,822円	15,245,820,805円

D I A Mグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	978,259,332円	761,007,141円
D I A M国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	617,365,481円	524,596,860円
D I A M国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,487,578,529円	1,174,257,168円
D I A M国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	702,355,538円	612,835,212円
D I A M国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	507,064,205円	403,647,210円
D I A M世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	38,767,318,152円	31,699,306,780円
D I A M世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	12,890,733,836円	10,069,257,408円
D I A Mバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	18,052,972,501円	15,616,961,816円
D I A Mバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,816,028,081円	5,734,849,727円
D I A Mバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	10,998,263,230円	8,733,380,050円
D I A Mグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	2,334,197,069円	1,811,140,840円
D I A Mグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	8,186,550,704円	6,789,192,607円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,560,216,152円	7,823,661,824円
D I A M世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	14,718,974,830円	13,760,874,640円
D I A Mグローバルβ私募ファンド（適格機関投資家向け）	317,242,412円	722,476,732円
D I A M為替フルヘッジ型グローバルアセット私募ファンド（適格機関投資家向け）	1,297,173,183円	990,586,990円
D I A M世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	16,434,274,623円	13,728,249,158円
D I A Mアイエヌジー世界バランスファンド３５ＶＡ（適格機関投資家限定）	8,775,456,025円	7,914,758,075円
D I A Mグローバル分散ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	1,624,317,344円	1,613,203,573円
D I A M世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	37,847,552,597円	62,707,230,062円
D I A M世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	754,146,060円	2,698,353,577円
D I A M世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	- 円	2,308,554円
D I A M世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	- 円	14,451,396円

(合 計)	244,559,629,179円	241,599,574,217円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日における受益権の総数	244,559,629,179口	241,599,574,217口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	自平成20年 4月12日 至平成20年10月14日		自平成20年10月15日 至平成21年 4月13日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
国債証券	190,161,873,500	△ 1,079,155,500	194,311,994,200	△ 2,186,314,800
地方債証券	15,751,324,590	△ 136,583,485	16,122,448,024	△ 109,115,652
特殊債券	26,365,223,399	△ 229,778,377	25,280,854,124	△ 131,803,690
社債券	21,523,970,210	△ 319,441,780	20,785,544,070	△ 59,309,660
合計	253,802,391,699	△ 1,764,959,142	256,500,840,418	△ 2,486,543,802

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間
末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成20年10月14日現在	平成21年4月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0477円 (10,477円)	1.0668円 (10,668円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株 式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	2 6 8 回 利付国庫債券（2年）	1,300,000,000	1,305,590,000	
	2 6 9 回 利付国庫債券（2年）	1,000,000,000	1,006,780,000	
	2 7 0 回 利付国庫債券（2年）	1,300,000,000	1,309,360,000	

	2 7 1 回 利付国庫債券（2 年）	1,500,000,000	1,509,135,000	
	2 7 2 回 利付国庫債券（2 年）	700,000,000	703,402,000	
	2 7 3 回 利付国庫債券（2 年）	1,300,000,000	1,307,930,000	
	2 7 4 回 利付国庫債券（2 年）	1,200,000,000	1,203,768,000	
	2 7 6 回 利付国庫債券（2 年）	2,000,000,000	2,002,420,000	
	2 7 7 回 利付国庫債券（2 年）	2,200,000,000	2,198,592,000	
	2 7 8 回 利付国庫債券（2 年）	800,000,000	799,392,000	
	4 7 回 利付国庫債券（5 年）	4,000,000,000	4,007,720,000	
	4 9 回 利付国庫債券（5 年）	4,500,000,000	4,514,715,000	
	5 2 回 利付国庫債券（5 年）	5,300,000,000	5,334,450,000	
	5 4 回 利付国庫債券（5 年）	3,900,000,000	3,948,750,000	
	5 7 回 利付国庫債券（5 年）	5,000,000,000	5,100,800,000	
	6 0 回 利付国庫債券（5 年）	4,600,000,000	4,676,176,000	
	6 1 回 利付国庫債券（5 年）	3,800,000,000	3,866,728,000	
	6 3 回 利付国庫債券（5 年）	3,600,000,000	3,666,312,000	
	6 4 回 利付国庫債券（5 年）	3,800,000,000	3,906,020,000	
	6 6 回 利付国庫債券（5 年）	3,800,000,000	3,856,696,000	
	6 8 回 利付国庫債券（5 年）	2,300,000,000	2,333,419,000	
	6 9 回 利付国庫債券（5 年）	1,000,000,000	1,007,170,000	
	7 0 回 利付国庫債券（5 年）	3,800,000,000	3,810,868,000	
	7 2 回 利付国庫債券（5 年）	4,400,000,000	4,532,748,000	
	7 5 回 利付国庫債券（5 年）	3,000,000,000	3,039,780,000	
	7 8 回 利付国庫債券（5 年）	4,000,000,000	4,013,480,000	
	2 2 2 回 利付国庫債券（1 0 年）	300,000,000	305,241,000	
	2 2 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	300,000,000	307,479,000	
	2 2 9 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,100,000,000	1,119,976,000	
	2 3 2 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,150,000,000	1,168,216,000	
	2 3 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	700,000,000	714,868,000	
	2 3 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,700,000,000	1,739,066,000	
	2 3 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,540,000,000	1,581,672,400	
	2 4 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	800,000,000	817,208,000	
	2 4 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,400,000,000	1,420,650,000	
	2 4 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,900,000,000	1,907,486,000	
	2 4 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	700,000,000	702,002,000	
	2 5 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,060,000,000	2,037,896,200	
	2 5 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	3,300,000,000	3,386,163,000	
	2 5 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,500,000,000	2,565,900,000	
	2 5 8 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,500,000,000	1,532,625,000	
	2 6 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,100,000,000	2,175,411,000	
	2 6 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,200,000,000	2,278,540,000	
	2 6 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,200,000,000	2,254,560,000	
	2 6 9 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,000,000,000	1,018,200,000	

	270回 利付国庫債券（10年）	1,500,000,000	1,525,725,000	
	272回 利付国庫債券（10年）	1,700,000,000	1,737,927,000	
	274回 利付国庫債券（10年）	1,800,000,000	1,851,120,000	
	277回 利付国庫債券（10年）	1,600,000,000	1,655,200,000	
	280回 利付国庫債券（10年）	1,800,000,000	1,897,686,000	
	282回 利付国庫債券（10年）	2,100,000,000	2,182,047,000	
	284回 利付国庫債券（10年）	3,200,000,000	3,319,488,000	
	285回 利付国庫債券（10年）	3,100,000,000	3,209,833,000	
	286回 利付国庫債券（10年）	3,800,000,000	3,956,522,000	
	288回 利付国庫債券（10年）	2,800,000,000	2,886,184,000	
	289回 利付国庫債券（10年）	3,100,000,000	3,139,773,000	
	290回 利付国庫債券（10年）	3,200,000,000	3,210,176,000	
	293回 利付国庫債券（10年）	5,000,000,000	5,175,250,000	
	296回 利付国庫債券（10年）	5,000,000,000	5,031,150,000	
	297回 利付国庫債券（10年）	5,000,000,000	4,983,000,000	
	299回 利付国庫債券（10年）	700,000,000	690,886,000	
	1回 利付国庫債券（30年）	100,000,000	110,879,000	
	3回 利付国庫債券（30年）	200,000,000	205,096,000	
	5回 利付国庫債券（30年）	200,000,000	201,346,000	
	7回 利付国庫債券（30年）	300,000,000	305,997,000	
	12回 利付国庫債券（30年）	300,000,000	293,832,000	
	14回 利付国庫債券（30年）	500,000,000	517,345,000	
	18回 利付国庫債券（30年）	820,000,000	830,791,200	
	22回 利付国庫債券（30年）	470,000,000	494,256,700	
	24回 利付国庫債券（30年）	600,000,000	631,872,000	
	26回 利付国庫債券（30年）	900,000,000	927,918,000	
	27回 利付国庫債券（30年）	1,000,000,000	1,052,470,000	
	28回 利付国庫債券（30年）	1,000,000,000	1,052,100,000	
	29回 利付国庫債券（30年）	1,700,000,000	1,754,468,000	
	37回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	682,830,000	
	39回 利付国庫債券（20年）	400,000,000	439,828,000	
	40回 利付国庫債券（20年）	720,000,000	773,330,400	
	42回 利付国庫債券（20年）	800,000,000	882,504,000	
	43回 利付国庫債券（20年）	760,000,000	861,399,200	
	45回 利付国庫債券（20年）	800,000,000	867,992,000	
	47回 利付国庫債券（20年）	750,000,000	797,340,000	
	50回 利付国庫債券（20年）	680,000,000	699,386,800	
	51回 利付国庫債券（20年）	400,000,000	415,252,000	
	52回 利付国庫債券（20年）	450,000,000	471,375,000	
	54回 利付国庫債券（20年）	500,000,000	528,555,000	
	55回 利付国庫債券（20年）	410,000,000	423,710,400	
	57回 利付国庫債券（20年）	430,000,000	438,079,700	

	5 8 回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	609,786,000	
	6 0 回 利付国庫債券（20年）	590,000,000	561,933,700	
	6 1 回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	539,640,000	
	6 2 回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	521,616,000	
	6 4 回 利付国庫債券（20年）	800,000,000	804,096,000	
	6 5 回 利付国庫債券（20年）	800,000,000	802,296,000	
	6 7 回 利付国庫債券（20年）	800,000,000	801,392,000	
	7 0 回 利付国庫債券（20年）	850,000,000	903,788,000	
	7 2 回 利付国庫債券（20年）	750,000,000	766,522,500	
	7 3 回 利付国庫債券（20年）	890,000,000	896,416,900	
	7 5 回 利付国庫債券（20年）	940,000,000	957,709,600	
	7 8 回 利付国庫債券（20年）	1,150,000,000	1,138,718,500	
	8 1 回 利付国庫債券（20年）	1,100,000,000	1,102,035,000	
	8 3 回 利付国庫債券（20年）	1,000,000,000	1,013,770,000	
	8 5 回 利付国庫債券（20年）	1,050,000,000	1,063,272,000	
	8 8 回 利付国庫債券（20年）	1,100,000,000	1,142,922,000	
	9 0 回 利付国庫債券（20年）	1,200,000,000	1,227,048,000	
	9 2 回 利付国庫債券（20年）	1,200,000,000	1,208,568,000	
	9 3 回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	594,504,000	
	9 4 回 利付国庫債券（20年）	600,000,000	603,534,000	
	9 5 回 利付国庫債券（20年）	1,100,000,000	1,137,917,000	
	9 7 回 利付国庫債券（20年）	1,100,000,000	1,120,570,000	
	9 9 回 利付国庫債券（20年）	1,200,000,000	1,204,032,000	
	1 0 0 回 利付国庫債券（20年）	1,300,000,000	1,322,074,000	
	1 0 2 回 利付国庫債券（20年）	1,400,000,000	1,467,452,000	
	1 0 5 回 利付国庫債券（20年）	1,700,000,000	1,701,173,000	
	1 0 7 回 利付国庫債券（20年）	1,700,000,000	1,701,173,000	
	1 0 9 回 利付国庫債券（20年）	300,000,000	290,754,000	
国債証券計			194,311,994,200	
地方債証券	5 8 2 回 東京都公募公債	100,000,000	102,206,000	
	5 8 3 回 東京都公募公債	200,000,000	204,466,000	
	5 8 5 回 東京都公募公債	228,000,000	232,464,240	
	5 8 8 回 東京都公募公債	200,000,000	203,276,000	
	5 8 9 回 東京都公募公債	100,000,000	101,610,000	
	6 0 0 回 東京都公募公債	400,000,000	399,088,000	
	6 1 1 回 東京都公募公債	200,000,000	207,672,000	
	6 1 2 回 東京都公募公債	161,500,000	166,701,915	
	6 1 4 回 東京都公募公債	200,000,000	203,900,000	
	6 1 6 回 東京都公募公債	100,000,000	101,523,000	
	6 1 7 回 東京都公募公債	200,000,000	202,940,000	
	6 1 9 回 東京都公募公債	200,000,000	204,160,000	

	6 2 0回 東京都公募公債	200,000,000	202,106,000	
	6 2 2回 東京都公募公債	106,800,000	107,290,212	
	6 2 3回 東京都公募公債	200,000,000	201,262,000	
	6 2 7回 東京都公募公債	100,000,000	101,730,000	
	6 2 8回 東京都公募公債	100,000,000	102,129,000	
	6 2 9回 東京都公募公債	494,000,000	500,095,960	
	6 3 2回 東京都公募公債	115,300,000	120,660,297	
	6 3 3回 東京都公募公債	100,000,000	104,458,000	
	6 3 4回 東京都公募公債	200,000,000	207,294,000	
	6 3 8回 東京都公募公債	200,000,000	207,646,000	
	6 4 0回 東京都公募公債	150,000,000	154,329,000	
	6 4 1回 東京都公募公債	100,000,000	103,095,000	
	6 5 9回 東京都公募公債	203,500,000	204,484,940	
	1 2年度3回 北海道公募公債	100,000,000	101,561,000	
	1 3年度1回 北海道公募公債	100,000,000	101,332,000	
	1 3年度2回 北海道公募公債	100,000,000	101,378,000	
	1 5年度2回 北海道公募公債	100,000,000	99,879,000	
	1 6年度1 1回 北海道公募公債	100,000,000	99,782,000	
	1 8年度4回 北海道公募公債	190,500,000	196,957,950	
	1 8年度6回 北海道公募公債	100,000,000	103,989,000	
	1 2 7回 神奈川県公募公債	100,000,000	103,544,000	
	1 2 8回 神奈川県公募公債	100,000,000	101,958,000	
	1 3 0回 神奈川県公募公債	156,200,000	158,235,286	
	1 3 5回 神奈川県公募公債	200,000,000	204,172,000	
	1 3 6回 神奈川県公募公債	100,000,000	101,422,000	
	2 4 6回 大阪府公募公債	100,000,000	101,398,000	
	2 5 2回 大阪府公募公債	100,000,000	99,170,000	
	2 7 8回 大阪府公募公債	200,000,000	199,318,000	
	2 8 5回 大阪府公募公債	100,000,000	100,521,000	
	2 8 6回 大阪府公募公債	200,000,000	200,868,000	
	2 8 9回 大阪府公募公債	200,000,000	204,472,000	
	3 0 1回 大阪府公募公債	100,000,000	101,856,000	
	1 7回 大阪府公募公債 5年	100,000,000	99,912,000	
	2 6回 大阪府公募公債 5年	120,000,000	121,474,800	
	1 6年度2回 京都府公募公債	100,000,000	101,952,000	
	1 8年度1回 京都府公募公債	100,000,000	102,014,000	
	1 4年度5回 兵庫県公募公債	100,000,000	99,199,000	
	1 7年度9回 兵庫県公募公債	200,000,000	202,614,000	
	1 7年度1 0回 兵庫県公募公債 5年	100,000,000	100,168,000	
	1 8年度2回 兵庫県公募公債 5年	200,000,000	202,720,000	
	1 5年度1回 静岡県公募公債	100,000,000	98,122,000	
	1 5年度3回 静岡県公募公債	116,130,000	118,201,759	

	1 8 年度 5 回 静岡県公募公債	129,800,000	134,010,712	
	1 5 年度 1 回 愛知県公募公債	100,000,000	101,784,000	
	1 7 年度 5 回 愛知県公募公債 5 年	155,000,000	155,795,150	
	1 3 年度 1 回 広島県公募公債	100,000,000	101,797,000	
	1 4 年度 2 回 埼玉県公募公債	100,000,000	101,582,000	
	1 5 年度 3 回 埼玉県公募公債	100,000,000	102,671,000	
	1 7 年度 2 回 埼玉県公募公債	200,000,000	200,964,000	
	1 8 年度 1 回 埼玉県公募公債	200,000,000	206,250,000	
	1 6 年度 3 回 福岡県公募公債	131,040,000	131,865,552	
	1 7 年度 1 回 福岡県公募公債	100,000,000	100,833,000	
	1 5 年度 4 回 千葉県公募公債	100,000,000	101,734,000	
	1 7 年度 2 回 千葉県公募公債	200,000,000	200,858,000	
	1 9 年度 5 回 千葉県公募公債	100,000,000	102,494,000	
	1 3 年度 1 回 新潟県公募公債	110,000,000	111,569,700	
	2 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,612,000	
	9 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,200,000	
	1 2 回 共同発行市場公募地方債	130,000,000	132,203,500	
	1 8 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,493,000	
	1 9 回 共同発行市場公募地方債	130,000,000	133,216,200	
	2 0 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,929,000	
	2 1 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	304,095,000	
	2 3 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,685,000	
	2 5 回 共同発行市場公募地方債	304,000,000	307,413,920	
	2 8 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,676,000	
	2 9 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,893,000	
	3 1 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,774,000	
	3 5 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	203,658,000	
	3 6 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,815,000	
	3 7 回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	154,584,000	
	3 8 回 共同発行市場公募地方債	170,000,000	177,461,300	
	4 0 回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	157,564,500	
	4 7 回 共同発行市場公募地方債	161,600,000	165,770,896	
	6 1 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	299,406,000	
	1 7 年度 3 回 大阪市公募公債	100,000,000	99,438,000	
	1 7 年度 8 回 大阪市公募公債	200,000,000	202,156,000	
	1 8 年度 3 回 大阪市公募公債	150,000,000	156,067,500	
	1 9 年度 5 回 大阪市公募公債	135,000,000	138,642,300	
	1 2 回さ号 名古屋市公募公債	100,000,000	98,609,000	
	1 2 回せ号 名古屋市公募公債	220,000,000	222,039,400	
	1 8 年度 3 回 京都市公募公債	101,700,000	105,010,335	
	1 7 年度 1 3 回 神戸市公募公債	103,000,000	104,225,700	
	1 3 年度 3 回 横浜市公募公債	100,000,000	101,671,000	

	14年度1回 横浜市公募公債	100,000,000	101,897,000	
	14年度5回 横浜市公募公債	100,000,000	99,626,000	
	16年度1回 横浜市公募公債	200,000,000	205,306,000	
	17年度1回 横浜市公募公債	300,000,000	301,908,000	
	14年度7回 札幌市公募公債	100,000,000	99,041,000	
	16年度7回 札幌市公募公債	100,000,000	101,720,000	
	14年度2回 北九州市公募公債	100,000,000	100,303,000	
	14年度1回 福岡市公募公債	100,000,000	101,432,000	
	18年度4回 福岡市公募公債	100,000,000	102,659,000	
	16年度1回 広島市公募公債	100,000,000	101,094,000	
	12年度1回 仙台市公募公債	100,000,000	101,919,000	
	16年度2回 千葉市公募公債	100,000,000	101,247,000	
地方債証券計			16,122,448,024	
特殊債券	4回 政保日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,962,000	
	8回 政保日本政策投資銀行債券	102,000,000	106,140,180	
	16回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,041,000	
	7回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	98,856,000	
	9回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,798,000	
	13回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,723,000	
	46回 日本政策投資銀行債券	200,000,000	198,458,000	
	12回 日本道路・機構承継債	100,000,000	101,119,000	
	34回 日本道路・機構承継債	200,000,000	203,668,000	
	312回 政保道路債	200,000,000	203,262,000	
	314回 政保道路債	200,000,000	201,540,000	
	322回 政保道路債	106,000,000	108,825,960	
	324回 政保道路債	200,000,000	204,398,000	
	329回 政保道路債	100,000,000	103,069,000	
	333回 政保道路債	300,000,000	309,048,000	
	335回 政保道路債	237,000,000	241,526,700	
	338回 政保道路債	264,000,000	270,196,080	
	339回 政保道路債	301,000,000	306,107,970	
	342回 政保道路債	100,000,000	100,334,000	
	15回 高速道路機構債	400,000,000	414,032,000	
	25回 高速道路機構債	300,000,000	303,108,000	
	3回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	305,850,000	
	5回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	109,000,000	111,804,570	
	8回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	108,000,000	110,734,560	
	9回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	101,679,000	
	10回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	205,300,000	
	16回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	301,000,000	316,402,170	
	19回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	103,684,000	

	29回政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	205,322,000	
	30回政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	307,989,000	
	33回政保日本高速道路保有・債務返済機構	185,000,000	189,969,100	
	40回政保日本高速道路保有・債務返済機構	331,000,000	343,935,480	
	47回政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	200,854,000	
	16回 日本道路・機構承継債	130,000,000	129,664,600	
	5回 公営企業債券	100,000,000	99,154,000	
	794回 政保公営企業債券	200,000,000	204,324,000	
	796回 政保公営企業債券	210,000,000	214,575,900	
	797回 政保公営企業債券	200,000,000	204,194,000	
	800回 政保公営企業債券	100,000,000	101,631,000	
	805回 政保公営企業債券	200,000,000	203,752,000	
	807回 政保公営企業債券	100,000,000	101,958,000	
	812回 政保公営企業債券	230,000,000	235,552,200	
	815回 政保公営企業債券	204,000,000	208,461,480	
	818回 政保公営企業債券	107,000,000	108,982,710	
	821回 政保公営企業債券	405,000,000	409,645,350	
	823回 政保公営企業債券	200,000,000	199,984,000	
	828回 政保公営企業債券	210,000,000	206,894,100	
	832回 政保公営企業債券	298,000,000	304,693,080	
	837回 政保公営企業債券	432,000,000	441,391,680	
	838回 政保公営企業債券	100,000,000	102,593,000	
	843回 政保公営企業債券	100,000,000	102,484,000	
	847回 政保公営企業債券	200,000,000	203,764,000	
	848回 政保公営企業債券	200,000,000	202,538,000	
	849回 政保公営企業債券	261,000,000	267,180,480	
	852回 政保公営企業債券	300,000,000	303,123,000	
	854回 政保公営企業債券	100,000,000	101,579,000	
	856回 政保公営企業債券	200,000,000	204,184,000	
	859回 政保公営企業債券	207,000,000	211,030,290	
	862回 政保公営企業債券	239,000,000	248,043,760	
	863回 政保公営企業債券	200,000,000	210,290,000	
	867回 政保公営企業債券	200,000,000	207,418,000	
	868回 政保公営企業債券	101,000,000	104,748,110	
	869回 政保公営企業債券	102,000,000	105,714,840	
	875回 政保公営企業債券	300,000,000	307,899,000	
	4回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	100,501,000	
	6回 公営企業金融公庫債券	200,000,000	197,322,000	
	12回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	101,636,000	
	14回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	100,965,000	
	15回 公営企業金融公庫債券	300,000,000	300,081,000	
	17回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	101,366,000	

	1 9 1 回 政保首都高速道路債券	113,000,000	117,561,810	
	1 4 8 回 政保阪神高速道路債	107,000,000	107,934,110	
	5 回 阪神高速道路・機構承継債	100,000,000	102,821,000	
	1 6 2 回 政保中小企業債券	126,000,000	128,183,580	
	1 7 3 回 政保中小企業債券	100,000,000	99,912,000	
	1 7 6 回 政保中小企業債券	100,000,000	103,095,000	
	1 8 0 回 政保中小企業債券	142,000,000	147,752,420	
	1 8 5 回 政保中小企業債券	200,000,000	200,932,000	
	1 8 6 回 政保中小企業債券	104,000,000	104,934,960	
	1 0 回 中小企業債券	100,000,000	100,588,000	
	1 8 回 中小企業債券	100,000,000	99,876,000	
	1 5 回 国際協力銀行債券	200,000,000	205,224,000	
	1 2 回 国際協力銀行債券	200,000,000	204,156,000	
	2 回 都市再生債券	100,000,000	104,358,000	
	1 9 回 都市再生機構債券	200,000,000	204,400,000	
	2 回 本州四国連絡・機構承継債券	100,000,000	103,023,000	
	3 6 回 政保関西国際空港債	100,000,000	101,563,000	
	6 回 政保中部国際空港債券	100,000,000	102,128,000	
	1 0 8 回 政保預金保険機構債券	100,000,000	102,054,000	
	8 回 政保住宅金融公庫債券	100,000,000	101,718,000	
	6 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	220,830,000	220,081,386	
	8 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	151,450,000	150,008,196	
	9 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	228,750,000	227,089,275	
	2 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	249,609,000	248,645,509	
	4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	148,110,000	144,420,579	
	4 3 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	84,241,000	83,691,748	
	4 4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	339,200,000	337,225,856	
	5 1 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	264,993,000	260,996,905	
	8 回 政保国民生活債券	300,000,000	299,733,000	
	1 4 回 政保国民生活債券	132,000,000	135,261,720	
	2 7 回 国民生活金融公庫債券	200,000,000	204,422,000	
	8 回 日本学生支援機構債	200,000,000	203,272,000	
	6 6 1 号 利附商工債	100,000,000	99,785,000	
	6 6 2 号 利附商工債	100,000,000	99,757,000	
	6 6 6 号 利附商工債	100,000,000	100,320,000	
	6 7 3 号 利附商工債	100,000,000	101,557,000	
	6 7 4 号 利附商工債	200,000,000	204,056,000	
	6 7 6 号 利附商工債	100,000,000	101,249,000	
	6 7 8 号 利附商工債	200,000,000	202,604,000	
	6 8 0 号 利附商工債	110,000,000	111,629,100	
	6 8 3 号 利附商工債	100,000,000	101,053,000	
	6 8 5 号 利附商工債	100,000,000	101,645,000	

	6 9 1号 利附商工債	200,000,000	202,104,000	
	6 6 4号 利附農林債	100,000,000	99,798,000	
	6 6 7号 利附農林債	100,000,000	100,185,000	
	6 7 1号 利附農林債	300,000,000	303,945,000	
	6 7 2号 利附農林債	100,000,000	101,464,000	
	6 7 3号 利附農林債	100,000,000	101,286,000	
	6 7 5号 利附農林債	100,000,000	101,553,000	
	6 8 1号 利附農林債	300,000,000	303,480,000	
	6 8 4号 利附農林債	250,000,000	252,440,000	
	6 8 8号 利附農林債	100,000,000	100,865,000	
	6 3 0回 利附長期信用債	100,000,000	92,396,000	
	5 7 7回 あおぞら債券（5年）	100,000,000	89,125,000	
	1 8 6回 利附しんきん中金債	100,000,000	99,888,000	
	1 8 9回 利附しんきん中金債	200,000,000	199,904,000	
	1 9 1回 利附しんきん中金債	100,000,000	100,205,000	
	1 9 4回 利附しんきん中金債	100,000,000	100,149,000	
	1 9 5回 利附しんきん中金債	200,000,000	200,810,000	
	1 9 6回 利附しんきん中金債	100,000,000	100,594,000	
	2 0 0回 利附しんきん中金債	100,000,000	101,939,000	
	2 0 3回 利附しんきん中金債	100,000,000	101,302,000	
	2 0 4回 利附信金中金債	100,000,000	101,200,000	
	2 0 8回 利附信金中金債	150,000,000	151,422,000	
	2 1 0回 利附信金中金債	100,000,000	101,068,000	
	2 2 2回 利附信金中金債	200,000,000	201,960,000	
	2 2 9回 利附信金中金債	200,000,000	201,560,000	
	6 7 2号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	99,719,000	
	6 7 6号 みずほコーポレート銀行債券	120,000,000	120,267,600	
	6 7 7号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	100,117,000	
	6 7 9号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	100,349,000	
	9 7号 利附商工債（3年）	100,000,000	100,275,000	
	1回 政保東日本高速道路債券	101,000,000	103,668,420	
	2回 政保東日本高速道路債券	101,000,000	103,004,850	
	4回 政保中日本高速道路債券	170,000,000	174,192,200	
	8回 政保中日本高速道路債券	170,000,000	178,562,900	
	2 1回 政保中日本高速道路債券	300,000,000	305,541,000	
	1回 政保西日本高速道路債券	201,000,000	206,310,420	
	5回 政保西日本高速道路債券	129,000,000	133,467,270	
	6回 政保西日本高速道路債券	117,000,000	120,963,960	
特殊債券計			25,280,854,124	
社債券	3 4 5回 東京地下鉄社債	100,000,000	98,414,000	
	1 0回 G E キャピタル円貨債	100,000,000	92,304,000	

	1 2 回 G E キャピタル円貨債	100,000,000	72,107,000	
	4 回 ゴールドマン・サックス円貨債	100,000,000	89,237,000	
	1 4 回 シティグループ円貨社債	100,000,000	90,542,000	
	2 2 回 シティグループ円貨社債	100,000,000	76,221,000	
	7 回 バンク・オブ・アメリカ円貨債	100,000,000	91,359,000	
	2 0 回 王子製紙社債	100,000,000	101,954,000	
	2 5 回 三菱化学社債	100,000,000	101,159,000	
	1 9 回 新日本石油社債	100,000,000	101,501,000	
	5 2 回 新日本製鐵社債	100,000,000	101,035,000	
	4 回 神戸製鋼所社債	100,000,000	105,403,000	
	1 1 回 豊田自動織機社債	100,000,000	99,472,000	
	1 2 回 日立製作所社債	100,000,000	96,671,000	
	2 3 回 富士通社債	100,000,000	99,840,000	
	1 9 回 ソニー社債	100,000,000	100,622,000	
	4 回 デンソー社債	100,000,000	99,654,000	
	4 1 回 日産自動車社債	100,000,000	97,555,000	
	6 回 トヨタ自動車社債	100,000,000	100,562,000	
	4 5 回 三井物産社債	100,000,000	98,044,000	
	1 6 回 三菱商事社債	100,000,000	107,281,000	
	1 4 回 クレディセゾン社債	100,000,000	87,905,000	
	8 回 三菱東京フィナンシャルG社債	100,000,000	99,824,000	
	1 2 回 三菱UFJフィナンシャルG社債	100,000,000	100,645,000	
	1 回 みずほコーポレート銀行劣後社債	200,000,000	199,910,000	
	3 回 みずほコーポレート銀行社債	100,000,000	101,043,000	
	6 回 みずほコーポレート銀行社債	100,000,000	101,462,000	
	1 1 回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	199,138,000	
	2 回 みずほコーポレート銀行社債	100,000,000	101,591,000	
	2 9 回 東京三菱銀行社債	200,000,000	203,600,000	
	8 2 回 三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	101,279,000	
	3 回 2 号 三菱東京UFJ銀行社債（劣後）	200,000,000	195,600,000	
	6 回 東京三菱銀行劣後社債	100,000,000	98,221,000	
	5 回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	102,739,000	
	4 回 住友信託銀行劣後社債	100,000,000	94,988,000	
	3 4 回 三井住友銀行社債	100,000,000	100,123,000	
	7 回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	100,065,000	
	9 回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	97,241,000	
	1 回 みずほ銀行劣後特約付社債	100,000,000	97,117,000	
	6 回 ホンダファイナンス社債	100,000,000	99,542,000	
	1 3 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	99,723,000	
	1 4 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	99,373,000	
	1 8 回 トヨタファイナンス社債	200,000,000	202,160,000	
	1 9 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	101,636,000	

	2 3 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	100,852,000	
	3 9 回 アコム社債	100,000,000	91,690,000	
	8 6 回 オリックス社債	100,000,000	95,740,000	
	1 0 6 回 オリックス社債	100,000,000	91,229,000	
	1 1 5 回 オリックス社債	100,000,000	83,496,000	
	1 1 8 回 オリックス社債	100,000,000	70,044,000	
	6 回 大和証券グループ本社社債	100,000,000	96,733,000	
	3 回 野村ホールディングス社債	100,000,000	98,780,000	
	2 4 回 三井不動産社債	100,000,000	98,476,000	
	5 3 回 三菱地所社債	100,000,000	101,088,000	
	1 8 回 京王電鉄社債	100,000,000	106,071,000	
	7 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	113,677,000	
	1 4 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	101,939,000	
	2 5 回 東日本旅客鉄道社債	300,000,000	298,086,000	
	3 1 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	102,365,000	
	4 1 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	101,605,000	
	1 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	116,887,000	
	6 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	104,730,000	
	2 3 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	104,385,000	
	4 3 回 日本電信電話社債	200,000,000	203,534,000	
	4 4 回 日本電信電話社債	100,000,000	101,947,000	
	4 7 回 日本電信電話社債	400,000,000	398,508,000	
	2 回 K D D I 社債	100,000,000	99,723,000	
	8 回 N T T ドコモ社債	100,000,000	101,329,000	
	4 4 1 回 東京電力社債	200,000,000	223,608,000	
	4 5 5 回 東京電力社債	200,000,000	206,998,000	
	4 5 7 回 東京電力社債	100,000,000	103,313,000	
	4 7 3 回 東京電力社債	300,000,000	311,076,000	
	4 8 7 回 東京電力社債	500,000,000	508,835,000	
	4 8 9 回 東京電力社債	300,000,000	304,995,000	
	4 9 1 回 東京電力社債	217,000,000	221,374,720	
	4 9 3 回 東京電力社債	500,000,000	510,405,000	
	4 9 5 回 東京電力社債	200,000,000	203,960,000	
	4 9 8 回 東京電力社債	300,000,000	302,079,000	
	5 0 1 回 東京電力社債	200,000,000	199,956,000	
	5 0 2 回 東京電力社債	200,000,000	200,226,000	
	5 0 5 回 東京電力社債	100,000,000	99,294,000	
	5 0 7 回 東京電力社債	300,000,000	306,000,000	
	5 1 0 回 東京電力社債	200,000,000	203,452,000	
	5 1 1 回 東京電力社債	100,000,000	102,548,000	
	5 1 5 回 東京電力社債	200,000,000	202,394,000	
	5 1 6 回 東京電力社債	100,000,000	100,981,000	

	5 1 7回 東京電力社債	100,000,000	100,542,000	
	5 1 8回 東京電力社債	300,000,000	301,443,000	
	5 1 9回 東京電力社債	172,000,000	175,078,800	
	5 2 2回 東京電力社債	300,000,000	313,881,000	
	5 2 7回 東京電力社債	300,000,000	305,901,000	
	5 3 5回 東京電力社債	300,000,000	304,380,000	
	5 3 6回 東京電力社債	200,000,000	201,112,000	
	5 4 2回 東京電力社債	300,000,000	299,694,000	
	4 0 7回 中部電力社債	100,000,000	112,765,000	
	4 5 7回 中部電力社債	100,000,000	101,753,000	
	4 6 0回 中部電力社債	200,000,000	201,724,000	
	4 6 2回 中部電力社債	100,000,000	99,855,000	
	4 6 7回 中部電力社債	100,000,000	101,896,000	
	4 6 8回 中部電力社債	100,000,000	101,149,000	
	4 7 1回 中部電力社債	300,000,000	300,681,000	
	4 7 6回 中部電力社債	100,000,000	104,211,000	
	4 7 8回 中部電力社債	100,000,000	103,375,000	
	4 8 0回 中部電力社債	200,000,000	204,760,000	
	4 8 4回 中部電力社債	200,000,000	202,616,000	
	4 2 7回 関西電力社債	100,000,000	102,139,000	
	4 2 9回 関西電力社債	200,000,000	204,912,000	
	4 3 1回 関西電力社債	100,000,000	102,032,000	
	4 3 2回 関西電力社債	300,000,000	305,415,000	
	4 3 3回 関西電力社債	100,000,000	100,633,000	
	4 4 1回 関西電力社債	200,000,000	202,408,000	
	3 3 4回 中国電力社債	112,000,000	113,869,280	
	3 3 7回 中国電力社債	219,000,000	222,795,270	
	3 4 1回 中国電力社債	100,000,000	102,213,000	
	2 6 0回 北陸電力社債	100,000,000	105,201,000	
	2 6 4回 北陸電力社債	100,000,000	101,571,000	
	2 8 1回 北陸電力社債	100,000,000	103,042,000	
	3 7 5回 東北電力社債	100,000,000	114,453,000	
	4 0 1回 東北電力社債	100,000,000	101,765,000	
	4 0 5回 東北電力社債	100,000,000	101,695,000	
	4 0 8回 東北電力社債	100,000,000	101,986,000	
	4 2 0回 東北電力社債	100,000,000	101,414,000	
	4 3 2回 東北電力社債	500,000,000	524,530,000	
	2 4 9回 四国電力社債	200,000,000	203,678,000	
	2 5 7回 四国電力社債	200,000,000	201,806,000	
	3 5 8回 九州電力社債	100,000,000	101,992,000	
	3 8 2回 九州電力社債	100,000,000	101,204,000	
	3 8 3回 九州電力社債	100,000,000	101,204,000	

	3 8 7 回 九州電力社債	200,000,000	204,516,000	
	2 8 2 回 北海道電力社債	200,000,000	203,678,000	
	2 8 4 回 北海道電力社債	500,000,000	504,565,000	
	2 8 6 回 北海道電力社債	100,000,000	101,897,000	
	7 回 沖縄電力社債	100,000,000	102,151,000	
	2 回 電源開発社債	100,000,000	102,370,000	
	1 4 回 電源開発社債	100,000,000	101,382,000	
	1 7 回 電源開発社債	100,000,000	104,392,000	
	2 4 回 東京瓦斯社債	100,000,000	101,548,000	
社債券計			20,785,544,070	
合計			256,500,840,418	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスFの組入資産の明細

下記の内容はD I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスFの受託会社であるルクセンブルグみずほ信託銀行のデータ（現地2009年4月9日現在）に基づき作成しています。

（a）有価証券

銘柄	通貨	種類	利率(%)	償還期限	額面金額	評価金額 (JPY)
JAPAN (GOVT OF) 1.800% 22/06/09	JPY	債券	1.800	2009/6/22	1,000,000,000.00	1,003,047,000.00
JAPAN (GOVERNMENT OF) - SERIES 213 - 1.400% 22/06/09	JPY	債券	1.400	2009/6/22	350,000,000.00	350,796,250.00
JAPAN (GOVERNMENT OF) 1.900% 21/09/09	JPY	債券	1.900	2009/9/21	1,000,000,000.00	1,007,202,000.00
JAPAN (GOVERNMENT OF) 0.900% 20/06/09	JPY	債券	0.900	2009/6/20	600,000,000.00	600,753,000.00
JAPAN (GOVT OF) 0.600% 20/09/09	JPY	債券	0.600	2009/9/20	2,500,000,000.00	2,503,800,000.00
JAPAN (GOVERNMENT OF) 0.800% 15/12/09	JPY	債券	0.800	2009/12/15	1,000,000,000.00	1,003,588,000.00
PFIZER INC. CP 14/04/09	JPY	コマーシャル・ ペーパー	-	2009/4/14	600,000,000.00	599,938,447.00
合計						7,069,124,697.00

(b) 為替残高

銘柄	買建		売建		評価損益（JPY）
	通貨	契約金額	通貨	契約金額	
V JPY TRY 20/04/09	TRY	23,250,000.00	JPY	△ 1,269,450,000.00	204,126,583.00
V JPY BRL 24/04/09	BRL	18,900,000.00	JPY	△ 795,690,000.00	60,406,414.00
V JPY BRL 24/04/09	BRL	16,830,000.00	JPY	△ 713,592,000.00	48,722,646.00
V JPY ZAR 24/04/09	ZAR	150,900,000.00	JPY	△ 1,471,275,000.00	176,699,866.00
V JPY RON 24/04/09	RON	36,500,000.00	JPY	△ 1,062,150,000.00	89,453,829.00
V JPY HUF 24/04/09	HUF	1,986,000,000.00	JPY	△ 843,454,200.00	58,228,871.00
V JPY GBP 24/04/09	GBP	7,613,000.00	JPY	△ 1,048,614,620.00	69,324,870.00
V JPY TRY 24/04/09	TRY	1,850,000.00	JPY	△ 105,228,000.00	11,900,250.00
V JPY MXN 24/04/09	MXN	215,000,000.00	JPY	△ 1,431,900,000.00	177,337,275.00
V JPY TRY 24/04/09	TRY	1,500,000.00	JPY	△ 88,072,500.00	6,885,388.00
V JPY RON 24/04/09	RON	1,500,000.00	JPY	△ 46,312,500.00	1,002,636.00
V JPY RON 24/04/09	RON	2,000,000.00	JPY	△ 59,600,000.00	3,495,771.00
合計					907,584,399.00

*上記の通貨記号は以下の通りです。

BRL：ブラジル・レアル

GBP：英ポンド

HUF：ハンガリー・フォリント

JPY：日本円

MXN：メキシコ・ペソ

RON：ルーマニア・レイ

TRY：トルコ・リラ

ZAR：南アフリカ・ランド

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年5月7日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	10,372,242,576円
II 負債総額	40,147,627円
III 純資産総額（I－II）	10,332,094,949円
IV 発行済数量	15,967,901,865口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6471円

（参考）マザーファンドの現況

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成21年5月7日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	274,579,113,242円

Ⅱ 負債総額	2,630,380,000円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	271,948,733,242円
Ⅳ 発行済数量	253,675,457,159口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0720円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	1,409,311,605	17,958,109
	第2期	343,520,965	27,015,239
	第3期	373,505,840	9,113,359
	第4期	502,757,406	23,702,317
第2特定期間	第5期	296,119,558	11,428,916
	第6期	272,936,223	11,013,758
	第7期	2,410,241,745	42,542,603
	第8期	2,206,271,651	88,287,920
	第9期	2,784,335,072	56,776,387
	第10期	791,642,267	215,769,509
第3特定期間	第11期	504,466,324	132,252,183
	第12期	1,228,175,950	24,097,924
	第13期	639,955,163	41,422,324
	第14期	1,070,780,419	71,430,775
	第15期	887,526,107	93,620,227
	第16期	804,868,329	124,479,243

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

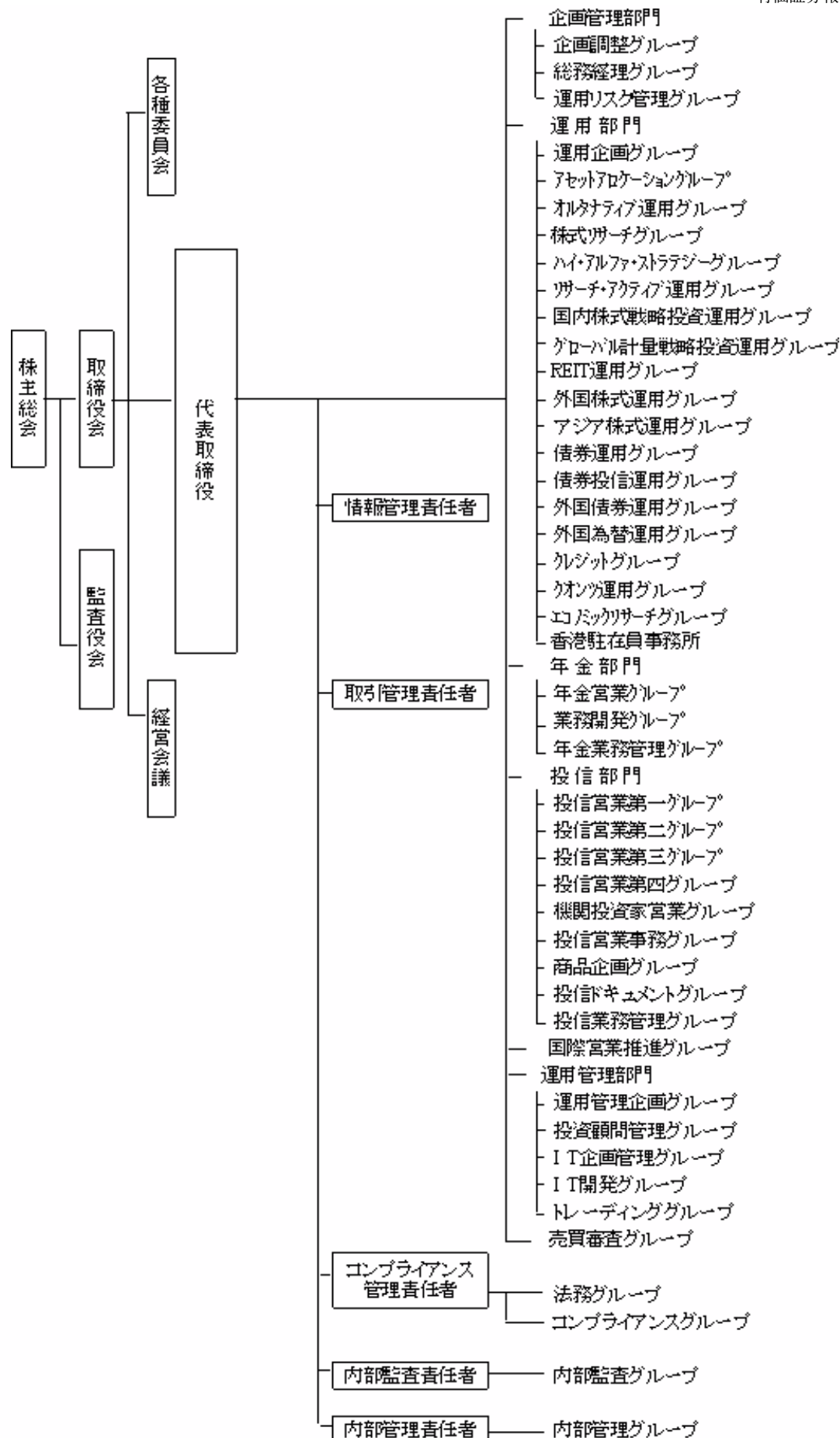
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（2）会 社 の 機 構

① 会社の組織図



※上記組織は、平成21年5月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

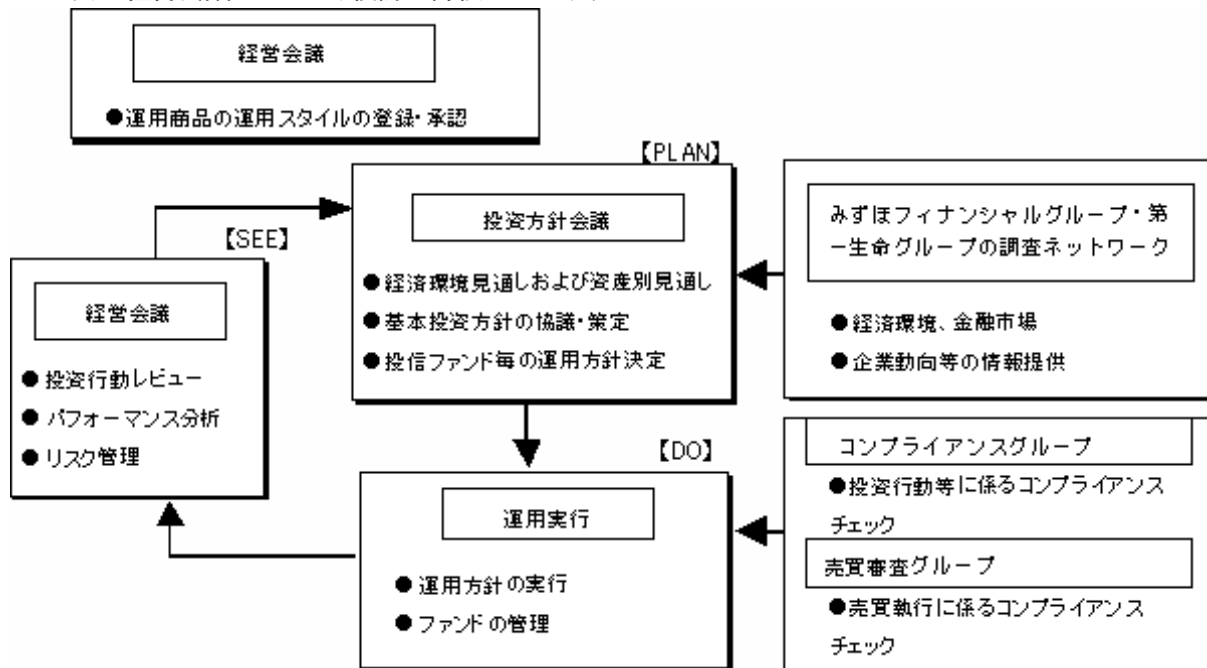
③ 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



※上記体制は平成21年4月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年4月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は252本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	18	73,594,831,534
追加型株式投資信託	221	2,985,781,194,743
単位型公社債投資信託	13	107,009,148,365
追加型公社債投資信託	0	0
合計	252	3,166,385,174,642

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,267,152	12,558,999
前払費用	64,301	54,242
未収委託者報酬	3,423,783	2,254,741
未収運用受託報酬	—	1,046,291
未収投資助言報酬	—	※2 252,337
未収収益	※2 1,933,135	197,045
未収消費税等	—	98,402
繰延税金資産	553,910	369,826
その他	43,115	23,865
流動資産計	19,285,400	16,855,752
固定資産		
有形固定資産	488,486	501,481
建物	※1 335,163	※1 283,511
器具備品	※1 153,323	※1 201,169
建設仮勘定	—	16,799
無形固定資産	616,621	721,812
商標権	※1 2,104	※1 1,335
ソフトウェア	※1 606,677	※1 555,121
ソフトウェア仮勘定	—	157,595
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	※1 691	※1 611
投資その他の資産	5,842,772	4,051,090
投資有価証券	3,097,362	498,041
関係会社株式	1,261,144	1,661,144
繰延税金資産	233,849	442,390
長期差入保証金	1,194,310	1,169,961
その他	83,032	306,478
貸倒引当金	△26,925	△26,925
固定資産計	6,947,880	5,274,384
資産合計	26,233,280	22,130,137

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	162,809	37,445
未払金	2,186,170	1,293,636
未払収益分配金	8,470	8,201
未払償還金	50,930	48,993
未払手数料	1,527,000	931,529
その他未払金	599,769	304,912
未払費用	※2 1,653,424	※2 1,040,620
未払法人税等	2,575,999	179,557
未払消費税等	316,821	—
賞与引当金	687,832	618,303
その他	—	20,741
流動負債計	7,583,058	3,190,304
固定負債		
役員退職慰労引当金	179,237	145,732
退職給付引当金	334,280	404,437
固定負債計	513,518	550,169
負債合計	8,096,577	3,740,474
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	13,718,238	13,962,732
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	7,040,000	10,040,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,054,944	3,299,438
株主資本合計	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△10,012	△1,547
評価・換算差額等合計	△10,012	△1,547
純資産合計	18,136,703	18,389,662
負債・純資産合計	26,233,280	22,130,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	32,833,957		24,552,133	
顧問料	6,804,888		—	
運用受託報酬	—		4,509,994	
投資助言報酬	—		1,228,096	
その他営業収益	863,734		697,007	
営業収益計		40,502,581		30,987,232
営業費用				
支払手数料	14,748,737		10,967,681	
広告宣伝費	830,858		488,151	
公告費	3,293		—	
受益証券発行費	2,167		—	
調査費	6,268,709		5,076,631	
調査費	2,415,829		2,506,175	
委託調査費	3,852,880		2,570,455	
委託計算費	345,695		325,174	
営業雑経費	1,143,457		812,013	
通信費	33,290		35,872	
印刷費	1,041,499		732,985	
協会費	22,173		25,313	
諸会費	41		41	
支払販売手数料	46,452		17,800	
営業費用計		23,342,919		17,669,652
一般管理費				
給料	4,082,147		4,587,983	
役員報酬	※1 223,147		※1 234,353	
給料・手当	3,258,097		3,647,502	
賞与	600,902		706,127	
交際費	44,264		44,085	
寄付金	4,010		4,462	
旅費交通費	309,129		308,237	
租税公課	103,549		82,762	
不動産賃借料	754,728		801,086	
退職給付費用	88,449		106,223	
固定資産減価償却費	337,808		330,412	
福利厚生費	23,757		22,556	
修繕費	16,394		6,755	
賞与引当金繰入	687,832		618,303	
役員退職慰労引当金繰入	60,123		42,570	
役員退職金	528		13,175	
機器リース料	1,207		973	
事務委託費	279,797		247,087	
消耗品費	76,448		84,099	
器具備品費	10,563		6,094	
諸経費	204,099		177,386	
一般管理費計		7,084,837		7,484,253
営業利益		10,074,823		5,833,325

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	92,575		4,558	
受取利息	59,127		59,458	
時効成立分配金	298		164	
為替差益	14,223		—	
雑収入	7,064		5,482	
先物利益	—		180,422	
営業外収益計		173,289		250,086
営業外費用				
為替差損	—		24,553	
時効成立後支払分配金	557		517	
投資信託解約損	109,677		38,254	
営業外費用計		110,234		63,325
経常利益		10,137,878		6,020,086
特別利益				
関係会社株式売却益	39,215		—	
貸倒引当金戻入益	123		—	
特別利益計		39,338		—
特別損失				
固定資産除却損	※2 10,466		※2 14,476	
ゴルフ会員権売却損	5,200		—	
ゴルフ会員権評価損	—		6,000	
投資有価証券評価損	—		484,009	
退職給付費用	106,395		—	
特別損失計		122,062		504,485
税引前当期純利益		10,055,154		5,515,600
法人税、住民税及び事業税		4,252,414		2,301,373
法人税等調整額		△172,622		△30,266
法人税等合計		4,079,792		2,271,106
当期純利益		5,975,362		3,244,494

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	4,640,000	7,040,000
	当期変動額	2,400,000	3,000,000
	当期末残高	7,040,000	10,040,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	4,843,582	6,054,944
	当期変動額		
	剰余金の配当	△2,364,000	△3,000,000
	別途積立金の積立	△2,400,000	△3,000,000
	当期純利益	5,975,362	3,244,494
	当期末残高	6,054,944	3,299,438
	株主資本合計		
	前期末残高	14,535,353	18,146,716
	当期変動額	3,611,362	244,494
	当期末残高	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	992	△10,012
	当期変動額（純額）	△11,004	8,464
	当期末残高	△10,012	△1,547
純資産合計			
	前期末残高	14,536,346	18,136,703
	当期変動額	3,600,357	252,958
	当期末残高	18,136,703	18,389,662

[次へ](#)

重要な会計方針

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

表示方法の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。	（貸借対照表） 1. 前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 2. 前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）												
※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 373,021千円 器具備品 229,532千円 商標権 5,582千円 ソフトウェア 653,371千円 電話施設利用権 905千円	※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 426,679千円 器具備品 290,397千円 商標権 6,351千円 ソフトウェア 648,713千円 電話施設利用権 985千円												
※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。	※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。												
<table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>379,257千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>641,087千円</td></tr></table>	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円	<table><tr><td>流動資産</td><td>未収投資助言報酬</td><td>251,392千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>345,744千円</td></tr></table>	流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円	流動負債	未払費用	345,744千円
流動資産	未収収益	379,257千円											
流動負債	未払費用	641,087千円											
流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円											
流動負債	未払費用	345,744千円											

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円	※ 1. 役員報酬の限度額 同左 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 2,251千円 器具備品 9,818千円 ソフトウェア 2,406千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>—</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>—</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>52,335千円</td><td>—</td><td>52,335千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>38,265千円</td><td>—</td><td>38,265千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円	期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円																														
期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円																														
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>22,595千円</td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>23,251千円</td><td>16,350千円</td><td>39,602千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																														
③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
支払リース料	支払リース料																																
減価償却費相当額	減価償却費相当額																																
支払利息相当額	支払利息相当額																																
④減価償却費相当額の算定方法	④減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																
⑤利息相当額の算定方法	⑤利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																
該当事項はありません。	同左																																

(有価証券関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差 額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	△16,884
小計	3,031,000	3,014,115	△16,884
合計	3,031,000	3,014,115	△16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	146,101	146,101	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	271,802	269,192	△2,610
小計	417,904	415,294	△2,610
合計	417,904	415,294	△2,610

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3,021,000	20,615	58,869

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	—	508,267	14,760
合計		523,028	—	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,432	—	24,960	△528
	香港ドル	34,020	—	34,412	△392
	豪ドル	77,510	—	78,736	△1,226
	シンガポールドル	12,564	—	12,672	△107
合計		148,527	—	150,782	△2,255

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	212,667	—	230,215	△17,547
合計		212,667	—	230,215	△17,547

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

（1）	退職給付債務	（平成20年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
（2）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第23期 （平成20年3月31日）
（1） 割引率（％）	1.5
（2） 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

（1）	退職給付債務	（平成21年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		431,448
	未認識数理計算上の差異		△27,011
	退職給付引当金		404,437
（2）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		71,958
	確定拠出年金	拠出額	34,264
	退職給付費用		106,223

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第24期 （平成21年3月31日）
（1） 割引率（％）	1.5
（2） 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（3） 数理計算上の差異の処理年数（年）	5

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	197,866	19,218
未払事業所税	5,714	6,269
賞与引当金	279,947	251,649
未払法定福利費	27,884	27,146
未払確定拠出年金掛金	2,610	2,667
減価償却超過額	—	7,579
減価償却超過額（一括償却資産）	10,139	8,559
繰延資産償却超過額（税法上）	27,940	46,274
その他（未払金等）	1,807	461
退職給付引当金	136,052	164,605
役員退職慰労引当金	72,949	59,313
ゴルフ会員権評価損	3,135	5,577
投資有価証券評価損	—	196,991
貸倒引当金繰入額	14,840	14,840
その他有価証券評価差額金	6,871	1,062
繰延税金資産合計	787,759	812,216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
差引繰延税金資産の純額	787,759	812,216

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	1,096,514	未払費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	466,450	未払費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	2,104,660	未払手数料	145,839
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	739,368	未払手数料	137,112
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	340,983 16,800	未払費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投資の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	718,870	未収投資助言報酬	172,117
								販売手数料の支払	17,800	-	-
								保険料の支払	5,828	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	933,784	未払費用	236,518
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	324,748	未払費用	109,093

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	1,531,236	未払手数料	96,917
								預金の引出(純額)	300,370	現金・預金	322,365
								受取利息	894	未収収益	-
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	701,162	未払手数料	91,628
								預金の引出(純額)	1,034,219	現金・預金	11,438,676
								受取利息	55,734	未収収益	4,158
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	299,054	未払費用	117,438
								業務委託料の支払	17,550	未払費用	2,677

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。 (出資の総額400,000千円、資本金400,000千円)	平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management(HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号： DIAM Asset Management(HK)Limited 主な事業内容： 資産運用業務 設 立 年 月 日： 平成21年3月19日 資 本 金： 500,000千円 発行済株式総数： 500,000株 出 資 の 総 額： 500,000千円 出 資 比 率： 当社100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月末日現在 247,231百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成21年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
マネックス証券株式会社	7,425	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ユニマット証券株式会社	450	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000	日本において銀行業務を営んでおります。
イーバンク銀行株式会社	54,997	日本において銀行業務を営んでおります。
東洋証券株式会社	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	4,207	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,445	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ジャパネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務

- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成21年1月14日
有価証券届出書	平成21年1月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年12月1日
臨時報告書	平成20年12月17日、平成21年1月20日、平成21年2月20日、平成21年3月23日

独立監査人の監査報告書

平成21年6月3日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M高金利通貨ファンドの平成20年10月15日から平成21年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M高金利通貨ファンドの平成21年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本禎良	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内正彦	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月3日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M高金利通貨ファンドの平成20年4月12日から平成20年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M高金利通貨ファンドの平成20年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。